

Title	スペンサーにおける行動の判定方法
Sub Title	Spencer's ways of judging conduct
Author	久野, 真隆(Hisano, Masataka)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2020
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.13, (2020.) ,p.49- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20200000-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペンサーにおける行動の判定方法

久野真隆

はじめに

本稿は、19世紀の思想家ハーバート・スペンサー（1820-1903）の著書である『倫理学のデータ』（*The Data of Ethics*, 1879）¹において中心的に論じられている「行動」（conduct / behaviour）に関して、その善・悪の判定方法について論じるものである。

スペンサーは科学的な基礎を持つ行動の規則を確立することを目指し、『倫理学のデータ』の約半分というかなりの紙幅を割いて、「行動」について論じている。

『倫理学のデータ』の前半部では、まず一般的な「行動」の特徴が論じられ（第1章）、そして次に「行動」の進化の仕組みが論じられる（第2章）。さらに「行動」に関して「善い行動」と「悪い行動」の特徴づけがなされる（第3章）。

スペンサーの行動概念の基本的な枠組みを概説すれば、スペンサーは「行動」を考える際に、一貫して全体から部分を考えるという考え方をする。すなわち一般的に妥当するものの特徴をまず押さえた上で、特殊なものを考えるという思考様式をとる。スペンサーが「行動」を論じる際には、「行動」一般の特徴から議論を始め、その後倫理が扱う「行動」へと進む。その中でスペンサーが論じているのは、「行動」は日常的な行動から善悪

1 本稿では使用したものは Spencer, H. 1978 [1879-93]. *The Principles of Ethics*. 2vols, In T. R. Machan ed. Indianapolis: Liberty Fund. に収録されているものである。

の判断がなされる行動へと漸次的に移り変わっていくというものであった。

そして、「行動」の進化の度合いは、「目的に対する行為の順応度合い」で測られる。「行動」には、個体の生を保存するもの、子孫を維持し種を繁栄させるもの、そして社会の構成員に向けられるものがあり、そして、「行動」の最高の形態はすべての生物の目的に対する「行動」の順応が達成されるように生命全体に向けられている。

また、倫理の領域内での行動に関しては「善さ」と「悪さ」は目的適合性によって測られる。「より進化した行動」は、より目的に適った行動であるので、相対的に善い行動である。また、従来の倫理学で語られる「善さ」は「快楽」に還元されることから、倫理の枠組みでは「快楽を増大させる行動」は相対的に善いということになる。したがって、進化の度合い最高次の行動の形態と最高次に理想的な倫理的な行動は同じであると考えられるので、善さと快楽はスペンサーの中では一致しているのである。このように考えると、スペンサーは複合的な進化論を土台とした功利主義を構想していると考えることができる。さらなる詳細に関しては、久野(2019)を参照されたい。

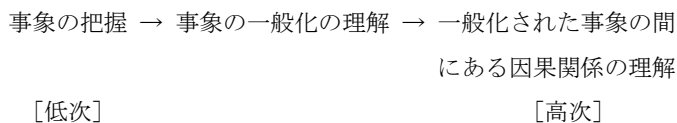
本稿では、「行動」に関する善悪を判定する方法(第4章)について論じる。スペンサーは倫理を語る際に「行動」に注目している。そして、第4章では、因果関係についての考察がなされた後、神学・政治学・直観主義・功利主義への批判が展開されている。

本稿ではまず、『倫理学のデータ』第4章の議論に沿って因果関係、およびスペンサーの神学・政治学・直観主義・功利主義に対する批判を検討する。そして、スペンサーが行った批判から浮き彫りになるスペンサーの主張のうち、功利主義思想を重点的検討し、スペンサーの功利主義の特徴を論じるとともに、スペンサーがなぜ「行動」に注目しているのを明らかにすることを試みる。

第1節 知的な進歩と因果関係²

スペンサーは、知的な進歩を因果/因果関係 (causation) と結びつけている。スペンサーは、「知的な進歩は、単一の特徴では完全に特徴づけられず、因果の概念が「自身の中で」発達していくことによって特徴づけられる」³ (Spencer 1978, 81) と述べ、また因果の概念が発達するには「物の性質や属性を物から切り離して考えることができるくらいに思考や言語が発達していなければならない」(Ibid., 81) と述べている。たとえば、スペンサーは低次な人間は、スペンサーが生きていた当時の人々と異なり、事物から属性を分離させて考えることができないことを指摘している (Ibid., 81)。

知的な進歩と因果関係はどのように関係しているのだろうか。スペンサー曰く、知的な進歩には段階があり、知的な進歩を何らかの1つの特徴では定義できないことを示していると考えられる。スペンサーは最も単純な因果の概念でさえ、具体的な多くの事例が一般化された後に生じうると考えている。したがって、因果の概念は一般性を備えた概念よりも広範なものである。このように考えると、具体的な事例を一般化することができない人間は、因果関係を把握できている人間よりも低次にいることになる。これを図式化すると次のようになる。



また、因果関係の理解には抽象的な思考の進歩と、その進歩に付随す

2 この節の議論は、『倫理学のデータ』、第4章「行動の判定方法」(Spencer 1978, 81-83) に基づいて展開されている。

3 [] の表現は、執筆者が補った。

る現象間の関係の認識が含意されているとスペンサーは考えている。スペンサーは科学を例にとってこれを説明している。科学の場合、量的な関係に関する事例が収集され、予測を立て、それが広範囲の現象を通して立証された場合にのみ、因果関係があることが必然的・普遍的に認められる。このように、因果関係は事象の一般化や、現象間の関係の認識などに依拠していることから、スペンサーは「一般的な知的発達度合いに関する最良の尺度」(*Ibid.*, 82)であると捉えている。

スペンサーによれば、この因果の概念は漸進的に発展していく。たとえば、未開人は誰かが崖から落ちた場合、悪魔のせいだと考え、古代のギリシャであれば、女神の一人がその人のヘルメットの紐を解き、その紐で敵により引き摺られ落とされたと考える。また、現在でも、難破した船から助かった人は、神による介入があったと考える。これらの事例に見られるように、因果関係の理解はゆっくりと発展していく。またスペンサーはこのほかにもキリスト教の司祭、科学者においても因果関係の把握が十分にはできていない事例を列挙する (*Ibid.*, 82-83)。

スペンサーは、なぜ「行動」の判定方法を論じる際に因果関係の議論を持ち出しているのだろうか。これに関してスペンサーは次のように述べている。

なぜ私は一見すると関係ない話題に関する考察をしているのだろうか。私がそれをしているのは、様々な倫理の理論を研究するとすぐに、それらが因果関係の完全なる欠如や因果関係の不完全な提示によって特徴づけられていると感じるからだ。(*Ibid.*, 83)

スペンサーは、倫理理論の中にも上述したような因果関係の欠如が見て取れると論じている。ここでスペンサーが挙げている倫理理論は、神学、政治学、直観主義、功利主義の4つである。これらの4つは程度に差はあるが、因果関係の把握が欠如しているとスペンサーは捉え、スペンサーは批

判を展開する。

第2節 神学・政治学・直観主義・功利主義批判⁴

2・1 神学批判

スペンサーは神学を因果関係の把握が不十分であると批判している。スペンサーによれば、道徳家の特定の一派は神の意志だと思われるものだけを行動の規則だと認識している。スペンサーは彼らの認識を「彼らの行動規則の根源にあるのは、先祖の霊への恐怖であり、社会に関わる思慮分別とは別の道徳的義務に関する彼らの概念はこの種の恐怖から来ている。ここでは、倫理的教義と宗教的教義は同一である」(Ibid., 83) と捉えており、スペンサーが生きていた当時にもこの種の考え方は色濃く残っていたと述べている。

この理解のどこに問題があるのだろうか。これを理解するためには、スペンサーの宗教的教義に対する理解を確認しておかなければならない。スペンサーにとって宗教的教義における正・不正は、神の法の徳の中にある正・不正にすぎない。そして、この想定が神学の領域から道徳の領域へと入ってきたと考えている。より正確には、初期の発達段階における道徳体系はこの想定に与しており、ストア派の著作やキリスト教道徳家(christian moralist)たちの著作にこの考えが見られると述べている。

その代表として、スペンサーとほぼ同時代人であるキューカー教徒である Jonathan Dymond の学説を批判しながら、神の意志だけが行動の規則だと認識している道徳家一派の考えを大変危険である(suicidal)と批判している⁵。スペンサーによれば Dymond の学説は、神の権限は唯一の義

4 この節の議論は、『倫理学のデータ』、第4章「行動の判定方法」(Spencer 1978, 83-97)に基づいて展開されている。

5 ここでスペンサーが他に例に挙げているのは、ストア派とキリスト教道徳論者

務の論拠であり、そして神が伝達した意志が、唯一の究極的な正・不正の基準であるというものである。つまり、神への信仰がなければそこに道徳的な指針は存在しないのであり、これは道徳的な諸事実は神の意志以外に起源を持たないということになる⁶。

では、なぜこの想定が大変危険なのだろうか。もし神の意志だけが正・不正の起源であるが、我々が神の意志を全く知ることがないと仮定すると、現在不正であると認識されている行為は不正であると認識できなくなる。しかし、神への不敬により神の意志に反する行為をしていないので、人々がある行為を不正だと認識しておらず、そして他の手段によってその行為が不正であると知りえないのであれば、その人たちは、現在正しいと分類されている行為とは無関係に不正な行為を行っている可能性がある。上述してきたスペンサーの神学批判の論点を整理すると、次のようになる。

- [1] 神の意志を知ることができない状況では、道徳の認識が働かず、不正な行為が不正だと認識されなくなる。
- [2] 神の意志に反する行為をしていないと認識していながらも不正な行為を行っている可能性がある。

この [1] [2] を世俗的観点から捉えれば、ともに、不正な行為により悪が生じているという結果は変わらない、とスペンサーは論じる。彼によれば悪が生じるのは、不正行為の継続、または正しい行為の中断によってである。このように考えることができるということは、行為はそれ自体で「善・悪」「正・不正」を生み出せるということである。このように考えると、神の法とは別の道徳法則が働いているということになる。その道徳法

である (*Ibid.*, 84)。

6 スペンサーの問題意識は、この見解を比較的非哲学的な学派に属している人たちが認めているだけでなく、哲学を主とする学派でも採用されていることに向けられている。

則は観察された行為の結果から帰納的に作られる法則である。すべてを神の命令であるとする、事物の本性の中には個別の効能 (effects) がないことになるが、それは因果関係の捉え方に問題があり、事物と事物の間にある因果関係を無視していることになる。スペンサーが神学を批判するのは、このような因果関係の把握の不十分さに端を発している。

2・2 政治学批判

スペンサーは神学を因果関係の把握が不十分であると批判したのち、政治学についても同様の論点からの批判を展開している。ここで批判の対象になっているのは、プラトン、アリストテレス、ホッブズである。この中でも特にホッブズに対する批判に対して多くの紙幅が割かれている。

スペンサーの政治学批判の論点は次のようなものである。プラトン、アリストテレス、ホッブズの追従者たちの考えでは、命令を出し、それを執行する均整のとれた強制力が存在しない限り、正義や不正義は存在しないことになる。そして、スペンサーと同時代の追従者たちは、主としてこの考え方を引き継ぎ、行動における善・悪の起源は法以外には存在しえないと考えている。これはつまり、道徳的な責務は議会の活動から生じ、多数派の意見によって善・悪が変更されることを含意している。スペンサーによればこの考えの問題点は、人間が任意の自然権を持っている考えを軽視し、権利はみな議会の出す結論によるものだと主張していることによる。

スペンサーは政治学に対してこのような視座を採り、ホッブズ批判を展開する。スペンサーがホッブズを批判する際に挙げているのは『リヴァイアサン』(Leviathan, 1651) の第1部・第15章の一節である。

なんの信約も先行しなかったところでは、なにの権利も譲渡されていなかったものであり、各人はあらゆるものに対する権利をもち、したがって、どんな行為も不正ではありえない。しかし、信約がなされると

きは、そのばあいにはそれを破棄するのは不正である。(…)したがって正と不正という名辞が場所をもつためには、そのまゝに、ある強制権力が存在して、人びとがかれらの信約の破棄によって期待するよりもおおきななんらかの処罰の恐怖によって、かれらが自分たちの信約を履行するように強制しなければならない。(Hobbes 1998 [1651], 95 / 236-7 頁)

スペンサーの理解によれば、この段落でホブズが主張していることは、正義とは信約の履行であり、信約が履行されることは、それを可能にする権力の存在を含意している。よって、正義・不正義は人々が信約の履行を強いられていない場合には存在しないということになる。

スペンサーは正義が信約の履行であることには反対しないが、自らの意志に基づく信約の履行の可能性の考慮がなされていないとホブズを批判する。ホブズは行動の規則の源泉としての絶対的な市民権力に関する自説を、社会が設立される以前に存在する人々の慢性的な闘争によって生じる悲惨さのうちに見出している。したがってどのような類いの政府であれ、存在しないよりは存在した方がましであるという結論になる。このようにスペンサーは捉えている。

スペンサーにとって、このような考え方の何が問題なのだろうか。政府がどのような手段で設立されようとも、主権の行使の論拠になるのは、政府の存在目的に対する市民の隷属状態でしかありえないとスペンサーは捉えている。また、政府を設立する必要性それ自体が政府の活動を規定しており、もしそうでなければ、政府の活動は認められない。法の権威はこのような考え方に由来し、それを超えることはないのである。つまり、政府が成し遂げなければならない究極目的の達成のために法が存在している。このように考えると、法それ自体に対して善悪が想定されているのではなく、善悪は市民の生活を向上させるか否かによって最初から最後まで決められているということになる。したがってスペンサーのホブズ批判は、

正・不正という名辞は強制権力が存在する以前にも存在し、その権力を規定するものであるというものである。

スペンサーは異議を唱えているのは、法を善悪の源泉とみなすことで、道徳的責務（moral obligation）が法の権威よりも深遠な基盤を持っていることが無視されてしまうことに対してである。スペンサーによれば、社会生活を完全なものにするために必要とされる条件から推論されるある種の行動の制約は必要であることは認められる。そして、この必要性が法の権威を派生させてはいるものの、その必要性は善・悪の起源ではないとスペンサーは主張している。つまり、スペンサーによればその起源は道徳的責務の側の基盤にある。したがって、法は自身のうちに善悪の基準を持っていないのである。言い換えると、行為の善悪は法によって決定されているのではなく、その行為の自然的な関係により規定されているのである。アリストテレスやホッブズの追唱者たちはこのことを認識できておらず、この不認識が自然の因果を認識できていないことを含意している。

2・3 直観主義批判

2・1でスペンサーが批判した神学、2・2で批判した政治学はともに事物と事物の間の因果関係の認識が不十分であり、道徳の源泉の判定を誤っているというのがスペンサーの主張であった。直観主義批判についてもスペンサーはこの立場を踏襲している。

直観主義者たちは、道徳に関する認識は生まれつきのものであり、それは蓄積された経験による修正から帰結されたものではなく、神から与えられたものであると考えている。つまり、神から与えられた能力で正・不正を区別できると主張することは、それ以外の仕方では善と悪を区別していないということを暗に主張しており、したがって、行為とその結果との間にある自然の関係を否定していることになる。

なぜ神から与えられた能力で善悪を判断すると、行為とその結果との

間にある自然の関係を否定していることになるのだろうか。もし行為と結果の関係が存在しているとするのであれば、これらがどのようなものであるのかを、演繹や帰納、またはその両方を用いることで確かめようとする。そして、このような自然的関係が原因で、幸福がある行動から生じ、したがってこの行動がよしとされることが認められる場合、そして、不幸がある行動から生じ、したがってこの行動が非難されることを認められる場合、行動の正・不正はそういった行動から生じる善悪によって決定されるのである。このようにスペンサーは考えている。しかし、スペンサーが問題とし、我々に注意を喚起するのは、この自然的関係の認識が不十分であることである。

自然の因果関係 (natural causation) の考えは、不完全にしか発達していないので、人間の行動全体にわたって原因と結果の必然的な関係が広がっていること、そしてこの関係のうちどれだけの多くのことが直観から導出されようとも、全ての道徳規則はこの必然的な関係から導出されることが不完全にしか意識されていない。⁷

2・1及び2・2で論じたように、スペンサーは、行為はそれ自体で「善・悪」「正・不正」を生み出せると考えている。本節でも2・1節と同様に、神の法とは別の道徳法則が働いているという主張をスペンサーは展開し、さらに議論を推し進め、原因と結果の必然的な因果関係から全ての道徳法則が導出できるという主張を展開している。

2・4 功利主義批判

最後にスペンサーの功利主義批判について論じる。スペンサーが功利

⁷ *Ibid.*, 90.

主義批判を展開したのは主に『社会静学』(Social Statics, 1851)の中である。そして、Albee が指摘するように、『社会静学』執筆時のスペンサーの初期功利主義批判と『倫理学原理』執筆時の晩年の功利主義批判とは論点が異なる部分がある⁸。これらの相違点については、第3節の中で検討する。まずは『倫理学のデータ』で展開されている晩年の功利主義批判について検討する。

スペンサーの功利主義批判の論点は、神学・政治学・直観主義とは異なる。これら3つを批判する際には、自然的な因果関係の認識それ自体ができていないことを批判していた。しかし、功利主義は一見すると自然的な因果関係を認識しているように思われるとスペンサーは述べる。では、功利主義の何が問題なのだろうか。スペンサーによれば、現行の功利主義では自然的な因果関係を認識の仕方が不十分であることが問題なのである。

経験的功利主義と合理的功利主義

なぜスペンサーにとっては当時の功利主義の因果関係の認識が不十分に映ったのだろうか。スペンサーは、ベンサムやミルの功利主義を「経験的功利主義」と呼び、またスペンサー自身の功利主義を「合理的功利主義」と呼び、区別をしている。経験的功利主義は諸行為が善であるか悪であるかを帰納的に定める功利主義である。スペンサーにとってはこれが問題となる。なぜなら帰納的な一般化では、完全な因果性を認識できないと考えられるからである。行動における因果関係が一部しか認識されない限りにおいては、完全な科学の知識に到達できない。経験的功利主義はこの問題に対する認識が欠如している。つまり、経験的功利主義は合理的功利主義への発展途上の形態であるという認識が欠如していると、功利主義を批判している。

8 Albee 1901, 327.

上述のスペンサーの功利主義批判から、スペンサーは功利主義の発想そのものに反対しているわけではないことがわかる。スペンサーが批判しているのは、功利主義は経験的形態から合理的形態への発展途上の段階であるが、その認識が欠如に対してである。

では、合理的功利主義とはどのような功利主義なのだろうか。経験的功利主義が諸行為が善であるか悪であるかを帰納的に定めるのに対して、合理的功利主義は行為の善・悪の結果は偶然ではなく必然に決まるという主張をする。スペンサーによれば経験的功利主義もこの考え方を一部採用し、出来事の間には必然的な秩序があるという認識をしている。しかし、経験的功利主義は帰納的にこの関係を考えており、演繹的にこの関係を捉えられてはいない。したがってスペンサーの主張する合理的功利主義は、演繹的に行為の善・悪の関係を把握することを試みる功利主義であると言える。

科学的な基礎を持つ功利主義

なぜ、スペンサーは演繹的に行為の善・悪の関係を把握する合理的功利主義を構想したのだろうか。この問いに対する1つの答えは、スペンサーが道徳科学としての功利主義を目指しているからである。スペンサーが『倫理学のデータ』の中で目指しているのは、科学的な基礎を持つ行動の規則の確立である。スペンサーにとっては行動の規則として考えられている功利主義は科学的な基礎を持つ必要があった。

科学的な基礎を持つ功利主義である合理的功利主義はどのように構想されているのだろうか。スペンサーは科学法則の作られ方になぞらえて、経験的功利主義から合理的功利主義への移行を論じている。

スペンサーによれば科学は観察から始まる。そしてやがて観察したものが経験的に一般化される。しかし、スペンサーによれば経験的な一般化が合理的な一般化に含まれてはじめて、それが科学と呼ばれるのである。

このような一般化がなされている事例として、スペンサーは天文学を挙げている。

したがって、科学的な基礎を持つ行動の規則の確立のためには、合理的な一般化がなされなければならない、この段階に到達していない経験的功利主義はまだ科学的な行動の規則には言えないのである。

行動の中にある因果関係の把握

スペンサーは自身の主張する合理的功利主義と、ベンサム・ミルの経験的功利主義を因果関係の必然性の観点から区別している。2・3節の引用部で言及したようにスペンサーは、必然的な因果関係の把握から、全ての道德規則が導出できると考えている。神学・政治学・直観主義・功利主義批判を踏まえて、スペンサーは当時の倫理学の方法に対して以下のように問題を投げかける。

近頃、世の中で流行っているの倫理学の方法すべてにあてはまる1つの欠陥がある。それは、究極の因果関係を無視しているということである。言いたいことは、彼らがみな行為の自然の因果（natural causation）を無視しているということではなく、偶然としかみなしていないということである。⁹

ここにスペンサー倫理学における因果関係と倫理学の方法の関係が明らかになっている。スペンサーは倫理学において、必然的な因果関係 / 自然の因果を重要視しており、その他の道德理論は、この因果関係を捉えられていないことが問題なのである。

では、スペンサーはどのように行動間にある因果関係を捉えればよい

9 Spencer 1981, 94.

と考えているのだろうか。スペンサーは以下のような例を用いてそれを説明する。人の血液から必要な養分を抜き取るとする。そうすると筋肉は衰え、臓器の主要な機能は衰退していく。また食道癌を患っている人は、食べ物を食べようとしても食べられず、食べ物を食べようとするをやめ、結果として餓死に至る。このようになる原因は、神でも政治でも直観でもないとしてスペンサーは述べている。

このような因果関係を無視してはならないとスペンサーは考えている。その理由は次のスペンサーの言葉によく表れている。彼によれば「倫理(学)は、人間の行動を論じるものである以上、身体的側面を持つ」(Ibid., 96) のであり、「道徳法則は、身体の必然性 (physical necessities) に合致していなければならない」(Ibid., 96) のである。スペンサーはこのような視座をとり、本稿では詳細に論じることはできないが、スペンサーは道徳には行動に関する考察が必須であると考え、『倫理学のデータ』第5章から8章にかけて、「身体的観点」「生物学的観点」「心理学的観点」「社会学的観点」からの詳細な行動の検討を展開している。

第3節 考察① —神学・政治学・直観主義批判について—

3・1 神学・政治学批判に関する考察

スペンサーは神学を因果関係の把握が不十分であることから、科学的な基礎を持つ行動の規則にはならないと批判した。スペンサーは神に対しては理神論の立場を採っており、世界の想像主としての神は認めるが、神が世界の出来事に関与しているということは認めない。

スペンサーの神に対する理解は、『社会静学』の執筆時と『倫理学のデータ』執筆時とで大きく異なっている。Farber (1998) の指摘によれば、スペンサーは『社会静学』執筆時には神学的なアプローチも採用していた

が、『倫理学原理』執筆時には、自然主義的アプローチに傾倒している¹⁰。『社会静学』では、スペンサーは最大多数の最大幸福とは神の視点から見るのであれば道德の真の目的であることに同意している（Spencer 1851, 66）。また児玉（2018）では、スペンサーのこの考え方がペイリーやオーステインの神学的功利主義に近いことが指摘されている（児玉 2018, 41頁）。また、藤田（2018）は、『社会静学』を理神論に支えられた「平等な自由な法」を第一原理とする自然法体系を展開した著書であると位置付け、『社会静学』の第1部は理神論の神に支えられた世界観が展開されていると評価する（藤田 2018, 238-239頁）。

本稿で言及した『倫理学のデータ』第4章では、神のうちに道德があると考え、行動の観点から言うと、因果関係の捉え方が間違っており、それをスペンサーが批判していること、そして、合理的功利主義を構想する際に、科学法則に依拠した議論が展開されていることから、Farber（1998）の主張するように、スペンサーは神学とは一線を画した自然主義的なアプローチに傾倒していると考えられる。

また、政治学の批判においては、政府が定める法を善悪の源泉とみなすことで、道德的責務が法の権威よりも深遠な基盤を持っていることが無視されてしまうことが批判されていた。そして、道德的な責務は議会の活動から生じ、多数派の意見で善・悪が変更されることが、自然権を軽視していると批判している。

この批判に見られる自然権思想はスペンサー思想において重要な概念である。政府と自然権の関係については、『倫理学データ』の5年後に出版された著作である『人間対国家』（*The Man versus the State*, 1884）の第4章「大いなる政治的迷信」において詳細に論じられている。その中でスペンサーは、「自然権」は国家の成立以前から存在し、「市民の身体と財産と自由に対する侵害を禁止する」という特徴を持つと考えている。スペンサ

10 Farber 1998, 41.

一はこの「自然権」から、議会の権利に異を唱えている¹¹。本稿で検討した『倫理学データ』の第4章では、「自然権」を論拠として、政府の法のうちに善・悪があることが否定されており、さらに詳細にわたる検討は必要ではあるが、ここにスペンサー政治哲学と倫理学の連続性の端緒を見てとることができる。

スペンサーの政治哲学に関しては、とりわけスペンサーの「自然権」をもとにスペンサーがリベラリズムであるという主張がなされることが多い。たとえば Gray は、スペンサーの「合理的功利主義」がリベラリズムの道徳的基盤になっている可能性を指摘する。それは、スペンサーの功利主義が、「万人は他のすべての人が同じように所有する自由を侵さないかぎり、自分の欲するすべてのことをなしうる」という「自然権」から派生する「平等な自由の原則」(principle of equal freedom) を第一原理としているからであると述べる。しかし、Gray の「合理的功利主義」の解釈は、本節で述べてきたスペンサー自身が「合理的功利主義」と呼ぶものとはいささか異なっている。これについては4節の功利主義批判の検討の箇所而言及する。

3・2 直観主義批判に関する考察

直観主義の主張は道徳認識は神から与えられた生まれつきのものであり、その能力で正・不正を区別できると主張することは、それ以外の方法では善悪を区別できないことを含意している。したがって、行為とその結果との間にある因果関係を否定していることになると、スペンサーは考えている。

しかし、『倫理学のデータ』第4章で直接論じられているわけではないが、スペンサーは直観主義自体を否定しているわけではない。スペンサー

11 議論の詳細は久野(2020)を参照のこと。

が批判するのは、神から与えられた能力による直観に頼る直観主義である。スペンサーは人間が道徳に関する生得観念を持っていることを主張している (Taylor 2007, 111-113)。また『倫理学のデータ』の直観主義批判においては、直観主義者を批判する際に、道徳認識は生まれつきのものであり、それは蓄積された経験による修正から帰結されたものではなく、神から与えられたものであるという主張をスペンサーは展開している (Spencer 1981, 89)。この箇所批判に見られる、「蓄積された経験による修正から帰結されたもの」をスペンサーは道徳の生得観念と捉えており、この点でスペンサーは直観主義を採っていると言える。このスペンサーの道徳感覚に関する直観主義は、Taylor も指摘するように、ラマルクの獲得形質の遺伝によって正当化されていると考えられる。

また、このようにスペンサーが蓄積された経験による直観主義を採用することで、スペンサーが経験的功利主義の計算の考え方に反対している可能性、および直観主義と功利主義の融和の可能性を指摘することができる¹²。この論点は、『倫理学のデータ』第4章では明示的に論じられてはいないが、スペンサーがどのような功利主義を主張したのかを定める際には見落としてはならない論点である。

第4節 考察② 一功利主義批判について一

4・1 スペンサー功利主義の解釈

現在スペンサーの功利主義には、まずスペンサーを功利主義者として分類しても良いのかという問題が存在する。そして、功利主義者として分類する場合、スペンサーがどのような功利主義者であったのかが問題とな

12 児玉 (2018) では、スペンサーは「道徳感覚が遺伝するという考えによって、快楽計算ではなく道徳感覚に従うことが功利主義に適うという直観主義と功利主義を調停する立場を示した」(児玉 2018, 53 頁) と論じられている。

る。また、功利主義者でないのであれば、スペンサーの主張をどのように解釈すれば良いのかという問題が存在する。

最初の問い、すなわち、スペンサーを功利主義者として分類しても良いのかに関しては、スペンサーを功利主義と解釈するというのが一般的であると言えるだろう。それは現在のスペンサーの功利主義解釈が多岐にわたっていることから窺える。

Bowler (1984) はスペンサーの功利主義を、ベンサム流の功利主義と自由放任主義というイギリス的伝統と、進化論で結合した進化論的功利主義と捉えている。また児玉 (2018) は、進化論を基礎とした功利主義者とするスペンサー解釈を展開している。

これに対し、Rachels (1990) および内井 (1996) は、スペンサーは進化論という衣を功利主義 着せただけの、結局は快樂主義的功利主義であるという主張を展開する。

さらに Taylor (2007) はスペンサー功利主義に対して、スペンサーが快樂主義を採用している点では功利主義であるが、獲得形質の遺伝による直観主義の擁護や人間性の変化を想定している観点では功利主義的ではないと論じ、功利主義的側面とそうではない側面があると主張している。

さらに、Weinstein はスペンサーを「リベラルな功利主義者」(liberal utilitarian) に分類している。「リベラルな功利主義」は「道徳的権利」(moral rights) を第一原理とし、個人の個性の発達を促すことで、幸福を最大化する功利主義のことである。加えて、森村 (2017) は、スペンサーの功利主義が平等な自由の法則に基づく間接功利主義であると述べている。

これらのスペンサーは功利主義者であるという解釈に対して、スペンサーは功利主義者ではないと論じるのが、挾本 (2000) である。挾本 (2000) は、『社会静学』と『第一原理』の考察からスペンサーがいかなる意味でも功利主義者ではないと論じている。『社会静学』においては、土地に根ざした個々人の有機的な関係こそが、人間本来の在るべき姿であると主張されており、『第一原理』においては、宇宙の法則性に不可避的に従い、

変化し続ける人間存在が明確にされていたことから、これらの著書におけるスペンサーの論理には、個人を社会から切り離しうる可能性や、人間を画一的な存在と見なす可能性は全く存在しない¹³。挾本（2000）はここにスペンサーを功利主義者とは見なせない可能性を見出している。

4・2 功利主義批判から窺えるスペンサー功利主義

『倫理学のデータ』を詳細に検討することで、少なくともスペンサーが自分自身を功利主義者であると考えていることはわかる。まず、冒頭の第1章から3章までの要約で述べたように、スペンサーにとって、「快楽を増大させる行動」は善い行動であり、進化の度合い最高次の行動の形態と最高次に理想的な倫理的な行動は同じであると考えられるので、善さと快楽はスペンサーの中では一致しているのである。そして、行動が進化していくことを考慮にいれば、スペンサーの功利主義は進化論を基にした功利主義であると考えることができる。

スペンサーが経験的功利主義を批判したのは、『倫理学のデータ』が初めてではない。スペンサーは1851年の『社会静学』において経験的功利主義を批判している。『社会静学』におけるスペンサーの経験的功利主義批判には以下の論点¹⁴がある。

- ① 個人の多様性を考慮に入れると、何が最大幸福に資するのかは経験的に確定することができない。実際に、スペンサーはこのような個人の多様性を考慮し、「幸福の基準は際限なく変わりうる」（Spencer 1851, 5）と考えている。
- ② スペンサーはベンサム功利主義を「便宜のドクトリン」（The

13 挾本2000, 179頁。

14 この論点の整理には児玉（2018）を参照している。

Doctrine of Expediency) と呼び批判している。スペンサーが彼らの功利主義を「便宜のドクトリン」とする理由は、「科学的な特徴を備えた主張が1つもなされていない (*Ibid.*, 16)」からである。

- ③ 「基本的な立場が公理ではなく、単なる解決すべき問題に関する言明 (enunciation) に過ぎない (*Ibid.*, 16)」からである。ここで言及している基本的な立場とは「最大多数の最大幸福」のことである。では、スペンサーは功利主義の目的である「最大多数の最大幸福」に反対しているのかというと、そうではない。スペンサーは「最大多数の最大幸福」という功利主義の目的は神の目的であると賛同している (*Ibid.*, 66)。
- ④ ベンサムが永続的な万能な政府を想定していること、そして、ベンサムが道徳感覚を批判しておきながらも最大多数の最大幸福を定める際に、直観を用いていることである (*Ibid.*, 13-16)。

『倫理学のデータ』第4章の功利主義批判で展開されているのは主に②の論点である。ベンサムらの経験的功利主義は、表面的な因果関係しか捉えられていない功利主義であり、不完全な功利主義であるとスペンサーは論じていた。この不完全さは、経験的功利主義は行動と結果にある因果関係の捉え方が帰納的で偶然的であるからである。したがって、経験的功利主義は一般性を備えた科学的な規則になっていないのである。これに対してスペンサーが考案しているのは、合理的功利主義である。これは、行為と結果の間の因果関係が必然的に定まり、一般性を備えた科学としての功利主義である。この合理的功利主義を確立するために、スペンサーは科学法則の作られ方に依拠した説明を展開していた。

これらを考慮する限りでは、スペンサーは自分自身を功利主義者とみなしていると考えて差し支えないだろう。確かに、挟本(2000)の指摘するように、社会有機体説と功利主義の関係は、今後の検討を要する問題であるが、経験的功利主義を改良して、科学として合理的功利主義を目指し

ている点において、スペンサーは功利主義者であると考えてよいというのが本稿の立場である。

また、このように議論を詳細に検討すると、Bowler (1984) のスペンサーの功利主義を、ベンサム流の功利主義と自由放任主義を結合した進化論的功利主義という解釈は、誤りであるとまでは言えないまでも、解釈としては不十分である¹⁵。確かにスペンサーが進化論を採用してはいるが、科学法則の作られ方に依拠した合理的功利主義を考案する際に引用されている事例が天文学であることを考慮すると、スペンサーの合理的功利主義で用いられる科学は進化論だけとは言えないだろう。

また合理的功利主義については、スペンサーはこのように科学的観点を導入することによって区別しているが、実際には J.S.ミルの学説とほとんど変わらないという主張もある (Gray 1982, 109)。この指摘については検討が必要である。というのも、合理的功利主義の内容がミルの主張した功利主義とほとんど変わらないのであれば、スペンサーは経験的功利主義とさほど変わらないことになってしまうからである。このように考えると Weinstein の主張する「リベラルな功利主義者」という解釈をスペンサーに与えることも妥当なように思われる。Weinstein (2017) は、J.S.ミルも「リベラルな功利主義」に分類されることになるが、スペンサーとミルの差異について簡潔に述べれば、同等自由の法則の系として生じる自然権としての「道徳的権利」への態度がスペンサーの方がより厳密であるということであると論じている。

また森村 (2017) は、スペンサーの功利主義に対して、「平等な自由の原理に基づく個人の自然権を守ることによってこそ、最大多数の最大幸福が一般的によりよく実現される。スペンサーのこの思想は現代の倫理学の用語を使えば、『間接功利主義』かつ『規則功利主義』の一種に分類でき

15 Bowler (2009) では、従来の経験的功利主義のとスペンサーが支持した獲得形質の遺伝の考え方が対照的に論じられており、Bowler を進化論的功利主義に分類できるかは議論の余地がある。

よう」(森村 2017, 442 頁)と述べている。

このようにスペンサーの功利主義解釈は論者によって多岐にわたっている。スペンサーが構想する必然的な因果関係を持つがゆえに、科学的な行動の規則を提供する合理的功利主義の内容は、第5章以降に展開される4つの観点を踏まえてからの検討が必要である。しかし、本稿で検討したスペンサー自身の議論はスペンサーの功利主義を論じる際には無視することができないものであり、スペンサー功利主義の中心に据えられている考え方である。

そして、スペンサーの合理的功利主義は『倫理学のデータ』の執筆目的である科学的な行動の規則の確立にとっても中心に据えられていると考えてよいだろう。合理的功利主義は、行動間の必然的な因果関係に基づき、経験からの一般化がなされた科学的功利主義であると言えるからである。スペンサーの功利主義解釈は多岐にわたっているが、その中心にはスペンサー自身が構想している科学としての合理的功利主義を据える必要があるというのが本稿の立場である。

おわりに

本稿では、『倫理学のデータ』第4章の「行動の判定方法」について論じ、その中でスペンサーが行っている4つの批判についてその内容と考察について論じた。第4章はスペンサーが因果関係について説明していることから始まる。そして、因果関係の把握という観点から、神学・政治学・直観主義・功利主義に対する批判をスペンサーは展開した。神学・政治学・直観主義の3つについては因果関係の把握が間違っており、功利主義については因果関係の把握が不十分であるというのがスペンサーの主張であった。

この因果関係の把握の誤り、および不十分さは、行動と善悪の自然な因果関係を捉えられていないことが原因であり、功利主義であれば行動と

善悪の必然的關係について論じる合理的功利主義を考える必要性があった。この必然的關係について論じられるようになることが功利主義が科学的な主張になることを含意し、そして、その必然的な關係を探るために、「身体的觀點」「生物学的觀點」「心理学的觀點」「社会学的觀點」からの行動が検討される必要があることが論じられていた。本稿の第4章の検討によって示されたのは、スペンサーは行動とその因果關係の間にある必然的關係を探ることで、科学的な基礎を持った行動の規則を、科学法則の作られ方になぞらえて作ることを目的にしているということである。そして、スペンサーが道徳法則を科学法則の作られ方になぞらえて作ることを目指していることから、スペンサーが科学というときにそれを進化論 / 生物学に限定することはできず、それよりも広い射程を持っている可能性があることを示した。

また、スペンサーが行った批判の考察においては、スペンサーの神学に対する立ち位置、政治学批判に表れている「自然権」の思想を検討した。直観主義批判の検討では、神に依拠する直観主義を批判するものの道徳の生得觀念に関する直観主義は採用していることを指摘し、この觀點が計算に依拠する古典的功利主義の批判になっていることも論じた。また功利主義批判の検討では、現在のスペンサー功利主義になされている代表的な解釈を概観したのち、スペンサーが『社会静学』執筆時に挙げていた批判を確認し、『倫理学のデータ』第4章で行なわれている批判の位置付けを明確にした。その後、スペンサー功利主義の解釈は多岐にわたるが、その中心にはスペンサー自身が構想している科学としての功利主義を据える必要があることを論じた。

しかし、本稿では、「身体的觀點」「生物学的觀點」「心理学的觀點」「社会学的觀點」からの行動の内実およびそれに対する評価や、それに付随するスペンサー合理的功利主義の詳細については論じることはできなかった。この觀點の検討および、スペンサーの功利主義に関するさらなる検討は、稿を改めて論じたい。

文献表

- Albee, E. 1962 [1901]. *A History of English Utilitarianism*. London: Swan Sonnenschein. New York: Macmillan.
- Bowler, P. J. 1984. *Evolution: The History of an Idea*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press. [P・ボウラー『進化思想の歴史』上・下巻、鈴木善次ほか訳、朝日選書、1987年]
- Bowler, P. J. 2009. *Evolution: The History of An Idea*. 25th Anniversary (ed.) Berkeley: University of California Press.
- Farber, P. L. 1998. *The Temptations of Evolutionary Ethics*. California: University of California Press.
- 藤田祐 2018 「(書評)『ハーバート・スペンサーコレクション』」『ヴィクトリア朝文化研究』第16号 237-242頁。
- Gray, J. 1982. "Spencer on the ethics of liberty and the limits of State interference". *Liberalisms: Essays in Political Philosophy*, Routledge, 1989.
- Hobbes, Thomas. 1998 [1651]. *Leviathan*. New York: Oxford University Press. [ホッブズ(水田洋訳『リヴァイアサン』(全4巻)、岩波書店、1985-92年)]
- 児玉聡 2018 「スペンサーの進化倫理学の検討」『哲学研究』(京都哲学会編) 603号、39-58頁。
- Rachels, J. 1990. *Created from Animals, The Moral Implication of Darwinism*. Oxford, New York: Oxford University Press. [J・レイチェルズ『ダーウィンと道徳的個体主義』古牧徳生・次田憲和訳、晃洋書房、2010年]
- Spencer, H. 1851. *Social Statics: or, The Conditions essential to Happiness specified, and the First of them Developed*. London: John Chapman.
- Spencer, H. 1978 [1879-93]. *The Principles of Ethics*. 2 vols, In T. R. Machan ed. Indianapolis: Liberty Fund.

- 内井惣七 1996 『進化論と倫理』 世界思想社。
- 挟本佳代 2000 『社会システム論と自然』 法政大学出版局。
- 久野真隆 2019 「ハーバート・スペンサーにおける行動概念」『エティカ』
(慶應義塾大学倫理学研究会編) 12号、57-96頁。
- 久野真隆 2020 「スペンサーにおける「リベラリズム」—『人間対国家』
を中心に—」『哲學』(三田哲学会編) 145号、197-223頁。
- 森村進 2017 『ハーバート・スペンサー コレクション』 ちくま学芸文庫。
- Taylor, Michael W. 2007. *The Philosophy of Herbert Spencer*. Continuum Studies
in British Philosophy. London: Continuum.
- Weinstein, D. 2017. "Herbert Spencer". In *Stanford Encyclopedia of Philosophy*,
E. N. Zalta (ed.), <https://plato.stanford.edu/entries/spencer/>.

(ひさの・まさたか 慶應義塾大学大学院後期博士課程)

Spencer's Ways of Judging Conduct

Masataka HISANO

Spencer, in his *The Data of Ethics* (1879), presents the establishment of rules of right conduct on a scientific basis as a pressing need. To attain this objective, he focuses on the analysis of conduct (or behaviour).

This paper primarily aims at examining Spencer's ways of judging conduct in the light of chapter four titled *Ways of Judging Conduct* wherein he analyses the causal relationships, and criticises theology, politics, intuitionism, and utilitarianism based on the analysis for lacking a natural causation.

First, this paper provides an outline of Spencer's criticism of these four doctrines. Second, it carefully examines his criticism, particularly focusing on his

comments on utilitarianism. Third, based on the discussions, it defines his position in ethics and what the establishment of rules of right conduct on a scientific basis implies.